

CONTENTS

特集／21世紀に向けた美術館・博物館活動の推進

巻頭言	新世紀のミュージアム	上山春平	4
論文	1. 博物館資料の収集と寄託の促進	鷲塚泰光	6
	2. 美術館の活性化についての提言	根木 昭	8
	3. 国家補償制度が今後必要か	箱守栄一	9
最近の話題	1. フランスとの美術品交流	文化政策室	10
	2. 学芸員の資質向上——研修制度の充実——	地域文化振興課	12
	3. 重要文化財公開促進事業	美術工芸課	14
解説コラム	ミュージアムプランについて	小野元之	16
	ナショナル・ギャラリー基本構想について／九州国立博物館／美術館・博物館における情報化への対応		18

連載

●随 想／感動の拍手	岡 幸二郎	20
●地域からの文化発信／博物館・美術館紹介④	奈良町現代美術館	22
●後世に残そう我が県の文化財④／島根県	石見銀山遺跡 神庭荒神谷遺跡出土品	25
●芸術文化活動でまちづくり⑩ 岩手県北上中部地方拠点都市地域文化推進事業		28
●著作権法講座Q&A／23		31

ACA(Agency for Cultural Affairs)NEWS

・W I P O新条約の採択	32
・新国立劇場いよいよ竣工	32
・平成8年度 日本芸術院新会員決定	34
・「教育改革プログラム」策定	35
・平成8年度(第51回) 芸術祭賞決定	36
・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の新選択	37
・「文化庁月報」平成8年度総目次	39

イベント案内

・東京国立近代美術館「絵画の大地を揺り動かした画家 萬籟五郎」／43	・芸術文化振興基金ニュース／46
・京都国立近代美術館「ウィリアム・モリス展」／44	・4月の国立劇場／47
・東京国立博物館「海を渡った明治の美術」／45	・表紙解説／編集後記／48

ど

なにもご存じのとおり、ミュージアムは、もともとギリシア神話に登場する女神ミューズの神殿を意味した、といわれている。

神話によれば、ミューズは芸術と学問をつかさどる姉妹神であり、古くは三人であったが、ヘシオドスの『神統記』では九人になっており、それぞれの女神には、たとえば、クレイオ、ウラニア、テルプシコラ等の名が与えられている。

これら九人のミューズたちには、クレイオは「歴史」、ウラニアは「天文学」、テルプシコラは「抒情詩」と「舞踏」といった具合に、それぞれ担当の分野が割り当てられており、九人の担当分野を見渡してみると、やや詩と演劇に傾きすぎている感じはあるが、一応、芸術と学問の諸分野にかかわる形になっている。

*

ギリシア語では、ミューズをムーサ、ミュージアムをムセイオンという。ムセイオンといえは、紀元前二九〇年ころ、ヘレニズム世界の中心に位置するアレクサンドリアに登場したあの巨大な学術施設に思い及ぶ人も少なくあるまい。

「ムセイオン」はすでに日本語のボキャブラリーに組み込まれており、手もとの国語辞典には、「学芸・詩歌の女神ミューズの聖域の意」という語源の注記に続いて、「学問研究所。特にプトレマイオス朝の初期にアレクサンドリアに設立され、ヘレニズムの学問の中心となった王立研究所」とある。

たしかに、語源的にムセイオンはミューズの聖域を意味するのだが、上記の研究所とミューズ神との関係はよくわからない。ヤコブ・ブルクハルトは、『ギリシア文化史』のなかで、ア

ミュージアム本来の役割とは無縁のものに見えるかもしれない。しかし、これからのミュージアムに求められているのは、古典的なミュージアムの伝統をしつかりと継承しながら、いかにしてミューズ神に象徴される創造精神とムセイオンの研究機能をとり込んでいくかという課題に答えることではないか、と私は考えている。

*

こうした課題に対する思い切った解答の試みとして注目されるのは、ジョルジュ・ボンピドゥ大統領の名を冠するパリの国立芸術文化センターであろう。

一九七七年に開館したこのセンターは、二〇世紀の美術作品を収集・展示する近代美術館(MNAM)と、装飾芸術の展示と資料収集を主要な役割とするデザイン・センター(CCI)とを統合した施設であり、その付属施設として図書館(BPI)と音響学・音楽研究所(IRCAM)を備えている。

これら四つの構成部分のうち、近代美術館は旧来のミュージアムと共通点が最も多く、デザイン・センターはこれに準ずるといつてよからう。私が、新世紀のミュージアム構想の観点から特に興味をひかれるのは、このセンター独自の図書館と研究所である。

私はどちらも利用した経験はないのだが、一昨年、センターを訪れたときに購入した案内書によれば、この図書館には文献ばかりでなく文献以外のカセット、ビデオ・ディスク、CD等の情報媒体が、利用しやすい形で豊富に取りそろえられているようであり、研究所は音響学と音楽に焦点をしばるような名称にはなっているが、映画・演劇・舞踊などのジェスチュア・

レクサンドリアのムセイオンについてかなり詳しくふれているのだが、ミューズ神との関係については、その名称がミューズ神の神域にちなんでつけられたのではないかという推測を示しているだけで、たとえば「ミューズ神たちの神官が同時にこの研究所全体の長であったか」といった問いを提出しながら、この点については何も伝えられていないと答えている。

*

私が、新世紀のミュージアムについて語ることを求められながら、ギリシア神話のミューズ神やアレクサンドリアのムセイオンなどの話から語りはじめたのは、前向きと後向きとを取り違えたためではない。

前に向かつて高く遠く飛ぶためには、飛びあがろうとする地点からたつぷりと後に退かねばならない。ミュージアムの未来像を語るに当たって、その原像にかかわる話から語りはじめたのは、そのためにほかない。

ミュージアムの役割を文化財の収集・保存と展示を中心としてとらえる伝統的観点からするならば、学問と芸術に幅広くかわるミューズ神たちの役割、そして学問研究所としてのムセイオンの役割などは、ミ

アートや哲学セミナーなどのための場も用意しているという。

研究所と図書館の組み合わせと言えは、アレクサンドリアのムセイオンを連想させられるのだが、ボンピドゥ・センターの研究所はムセイオンのようにあらゆる学問分野に開かれたものではなく、図書館は高度の専門家の利用にふさわしいものではないという。そして、何よりもムセイオンと違うのは、センターの研究所と図書館が、二〇世紀後半に急激な発展を遂げたエレクトロニクス技術を大幅に導入している点である。

さらに新ミュージアム構想の観点から注目されるのは、センターの研究所が、従来のミュージアムに欠落しがちであった音楽に焦点をしばっている点である。このことは、ミューズの創造精神の再生を祈念する思いに連なるに相違ない。

*

日本のミュージアムの歴史をふりかえるとき、当面の関心から、とくに次の三点が注目される。①東京・京都・奈良の博物館の創設(前世紀末)。②東京・奈良の文化財研究所の設立(今世紀半ば)。③民族学博物館と歴史民俗博物館の創設(今世紀後半)。

①は、文化財の収集・保存・展示に焦点をしばる古典的ミュージアムの誕生であり、②は、文化財の研究に焦点をしばる施設の出現であり、③は、ミュージアム機能と研究所機能との統合をめざす施設の創出である。

私が新世紀のミュージアムに望みたいのは、研究機能の思い切った充実であり、そのためには組織と施設、さらには制度の抜本的な改革が必要であり、過渡的な対策としては、ミュージアムと研究所もしくは大学との連携強化等が必要であろう。

新世紀のミュージアム

巻頭言

京都市立芸術大学学長 上山春平



明

治五年（一八七二）産声をあげた東京国立博物館は一二五周年を迎える今年までに、先輩諸氏の努力によって九万件の博物館資料（美術品・考古資料——以下「文化財」と総称する）を保管するまでに至った。その数は国内では最右翼の一つではあるが、決してすべての部門をまんべんなく網羅しているわけではなく時代・部門ごとに数多くの欠落を抱えている。博物館にとって文化財は「命」であり、これ無しではいかなる経営も成立しない。総合的な陳列体系をめざすほど、この欠落部分の補強



東京国立博物館次長

鷹塚泰光

論文 美術品交流の促進について 博物館資料集と 託の促進

博物館資料集と託の促進

が将来の重要課題であり我々の努力目標の第一としなければならない。

文化財の収集

文化財の収集に係る蔵品の充実には「購入」と「寄贈」という二つの柱がある。再生産のきかない文化財の場合、一口に購入といっても思う品が常に市場に出まわっているわけではなく、またそれが貴重な物であればあるほど当然のことながら価格は想像を絶するものとなる。指定文化財については主として文化庁・美術工芸課が購入に当たるが、陳列体系上手薄な部門の未指定文化財については日頃からアンテナを張りめぐらせて情報を収集し物の動向を把握しておく必要がある。最近では海外での美術品売立ての様子にも目を配り適正な価格を知り置くことも重要となっている。購入に当たっては対象物件を科学的手法を混えて慎重に調査・研究を行い必要な物を厳選し、正当な価格で購入しなければならぬ。幸いにもここ数年購入予算は右肩上がりの傾向を示しているが、これだけあれば十分という事柄ではないので増加の努力は続けなければならない。

ここに一つの問題がある。それはある個人が独特の審美眼を持って収集した一括のコレクションである。これは散逸させるべきでは

交換と買い換え

陳列の内容を充実させる方法として米国で行われている交換と買い換える制度の導入も陳列内容活性化の一方法と考えられる。これは類似品を数多く所蔵する場合、その一部を提供して自館が手薄な部門の作品を数多く有する他館と等価交換を行う法で両館にとって

有意義なことである。もう一つの買い換えという方法は時代の経過や館の陳列体系の変更などによって先に寄贈を受けた作品の陳列機会がほとんどなくなり「死蔵」の状況に追い込まれた時、その作品を市場に適正な価格で売却し、その資金で必要な作品を購入活用する方法である。新たに購入した作品の題箋には先の寄贈者の名を明示し、その売却代金で購入したことを明示することは言うまでもない。両方法とも、国をはじめとする地方公共団体や財団法人等々の設置の根拠となる法の改正が必要であろうが将来検討すべきであろう。

文化財の相互貸与

現在わが国では埋蔵文化財の発掘調

査が年間約一万件行われている。ここ二、三〇年の成果だけ見ても神戸の桜ヶ丘銅鐸、奈良・高松塚古墳、埼玉・稲荷山鉄剣、奈良・藤ノ木古墳、佐賀・吉野ヶ里遺跡、青森・三内丸山遺跡、島根・加茂岩倉遺跡等枚挙にいとまがないほどの盛況である。近年では発掘遺物は国保有となっても現地での保存活用が一般化しており、これが出土地の文化振興に大いに役立っていることは御同慶の至りである。が、発掘処理後数年を経て地元で定着した後は、文化財の現地保存主義は尊重するものの、展覧会のような短期間の貸与ではなく、一、二年に及ぶ長期貸与を相互に行い、居ながらにして日本中の重要な考古遺物を学習することができ方策を講ずることも交流の活性化に利するところである。

寄託の促進

文化財保護法によれば文化財の公開は所有者自らが行うことが原則となっている。しかし一方では所有者自身による公開が困難な場合も個人はもとより社寺等宗教法人の場合でも相当に考えられる。その欠を補い、なおかつ博物館の不備を解消して公開活用をはかる方法が寄託の制度である。保護法では長官による「命令」、「勧告」、「承認」の三つの出品制度があるが「命令」の例はなく、現在勧告出

ないが当然巨額な対価を求められ、現在の予算単年度主義では対応できないことである。欧米の巨匠によるタブローも同様の問題を抱えており、分割支払または蓄積支払の道が開かれることを期待して止まない。

一方の寄贈には生前贈与と遺贈または遺族による寄贈の二通りがある。いずれにせよ先方の好意に基づくもので期待通りにはいかないうが寄贈者に対して税制上の優遇措置を押し進めることが必要で、寄贈者の社会的評価の高揚など社会的基盤の整備が求められる。寄贈を受けた側は寄贈者顕彰のための努力をしなければならぬ。現在褒章の授与や題箋への表記などが行われているが受贈館は御礼の意味を込めて可能な限りの便宜供与を行うべきである。米国でよく見かける寄贈者の名を陳列室に冠することは困難があるとしても玄間広間の壁に寄贈者名を表示して多くの人の目に触れるような方法は可能ではあるまいか。

品が五八〇件、承認出品一九七件がほぼ毎年継続・更新されており、この他にも数多くの寄託品が国立博物館においても陳列体系の主体を占めており運営上欠くべからざるものである。数に限りのある文化財の場合購入も思うにまかせず、なおかつ総合的・体系的な魅力ある陳列を行う上では極めて重要といえよう。ただ寄託制度はあくまでも所有者の意志を尊重しなければならないので、特に宗教関係の文化財にあつては所有者の都合により出品・返却がかなり頻繁に行われることがある。これに要する移動輸送費は決して軽い負担では済まされず、この経費の充実が望まれるところである。

現在、勧告・承認を含む寄託品には些少な出品謝金が支払われているが所有者にとって経済的效果は無きに等しい。寄託作品の中には損傷の進行している文化財も少なくない。これを守るために指定文化財への修理補助金の交付だけではなく、博物館が所有者に代わって積極的に文化財の修理を実施できる制度と財源が認められれば、所有者との相互信頼は促進され、かつ文化財保護の実も上がる。これらの課題に向けての挑戦が二一世紀の新しい博物館活動の原動力ではあるまいか。

論文 美術品交流の促進について

国家補償制度が今
何故必要か東京海上火災保険㈱
海上業務部美術専門課長

箱守栄一

日本は美術館の建物を建築するまでは十分な予算を確保し、あたかも建物が美術品のようにつくりあげるが、一方コレクション収集予算や運営予算には厳しい。こういった状況の中で美術館が良質な美術展を企画するのは予算面で難しくなっている。国公立美術館の

振興の拠点であるミュージアム（美術館・博物館）の充実・活性化を図ることは、きわめて重要な課題である。近年、地域には、数多くの美術館が設置されてきた。このことは、鑑賞機会の拡大の面からも、また地域の美術活動の振興という観点からも大変好ましいことであるが、他方、これらの美術館は、ひともの、かね、情報、いずれの面でも多くの問題を抱えている。

論文 美術品交流の促進について

美術館の活性化
についての提言

長岡技術科学大学教授 根木 昭

一世紀に向けて、国民生活の質の向上と真に豊かな活力ある社会を形成するため、地域における文化振興の拠点であるミュージアム（美術館・博物館）の充実・活性化を図ることは、きわめて重要な課題である。近年、地域には、数多くの美術館が設置されてきた。このことは、鑑賞機会の拡大の面からも、また地域の美術活動の振興という観点からも大変好ましいことであるが、他方、これらの美術館は、ひともの、かね、情報、いずれの面でも多くの問題を抱えている。

められている美術館に対しては、展覧会、それも特に優れた特別企画展の開催に多くの期待が集まっている。そのためには、各館が単独で活動するよりも、相互に連携を図りつつ、所蔵美術品を交流させることで積極的な活用を図ることが必要である。もとより、収蔵品充実のための予算の配分や学芸員の研修、各種の民間資金の導入等への配慮が必要などと言うまでもない。

能となる。また、出展作品の種類・明細一点ごとの金額・展示場所・期間等の要素であらかじめカテゴリライズし、事前に保険料率を決めることができる。そして、これらを含め事務処理手続きも大幅に簡素化できる。その結果、最終的な保険料の引き下げが可能となる。このような包括補償制度の導入は、美術館活動、特に地域における公立美術館の活性化に資するところが大きく、十分検討に値することと思われる。

美

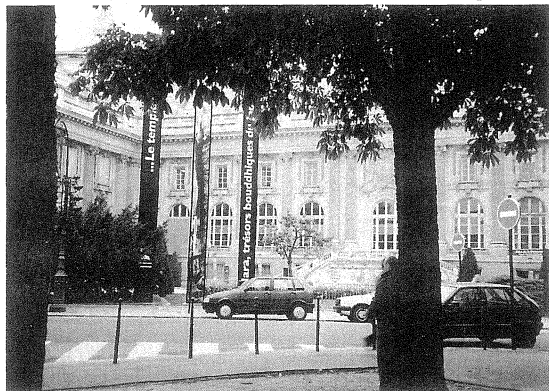
美術品の保険引き受けの仕事に携わって一五年、いつのまにか社内でも美術品に関する保険引き受けの専門家として仕事をさせてもらっている。仕事例、海外の美術館の情報も入ってくるが、

保険に近い制度として先進各国は国家補償制度を持つていることに興味を持ち、自分なりに研究してきた。その内容を慶應義塾大学のアートマネジメント講座で年二回「美術展と保険」というテーマで話をしているが、個人としては国家補償制度を創設すべき時期が日本にも到来していると欧米の類似の例を引き合いに出し紹介している。

運営予算を大幅に増額できれば問題は解決可能かもしれないが現状では困難ではないか。最近海外で開催されたフルメル展やセザンヌ展といった質の高い展覧会も、予算が日本に比較して大きい海外の美術館でも国家補償制度の恩恵に預かっており、制度が存在しなければ実現も困難ではないか。

保険面でも一千万円をはるかに超える美術展ともなると保険会社でも引き受けに支障がないわけではない。美術館の望む保険料率水準での保険カバリの提供には限界もある。美術展のリスクは集積し巨額な引き受け金額となる。一方引き受け件数は少なく保険料のボリュームが他の保険と比較し相対的に小さいため、保険成立の原則である大数の法則（個々には偶然な出来事であってもきわめて多数で見ればそこに一定の確率が見られるという法則）が働きにくいといった問題や、一度大きな事故が発生すれば支払い保険金は数百億円になることも考えられるため、その時にスムーズな支払いができるよう蓄えておくことが必要といった事情がある。

アメリカをはじめとしイギリス、ドイツ、オーストリア、オーストラリア、デンマーク、ハンガリー等の国々がすでに国家補償制度を持つており、日本としても国が補償形式で援助するこの制度の創設の必要性を一個人として声を大にしてアピールしたい。



グラン・パレ外観

され、日仏両国の協力関係をさらに発展させることとなった。この中において、本事業は「日仏両国は、相互の第一級の国宝級の美術品等の交流を促進し、両国の文化交流を発展させる。」として記載されている。

また、仏「フィガロ」紙（一月二日付）には「ドスト・ブラジ文化大臣は、『日仏間の芸術作品の交流に関する話し合いで進展があった』と説明する。」と掲載された。このようなことから、国宝級美術品の相互交流展は、

一世紀に向け、世界各国が政府主導のもと日本において自国の文化を紹介する行事が数多く計画されている。

いくつかの例をあげると「インドネシア・日本友好祭'97」、「VISIONS OF NORWAY ノルウェー王国芸術祭'97 in Japan」、「英国祭'98」、「ブルガリア・フェスティバル」（一九九八年）等があり、その他オランダ、イタリア、フィンランド、キューバ等も開催を計画している。また、日本政府も英国における「ジャパン・フェスティバル」、「日本・インドネシア友好祭'95」等、世界各国において「日本年」を開催している。

従来から国際関係において政治・経済面とともに文化の交流は重要な役割を果たしているという認識があるが、近年ますます、政治・経済面における良好な国際関係を確保するには、文化交流による相互理解・親善が必要になっていくということではないだろうか。

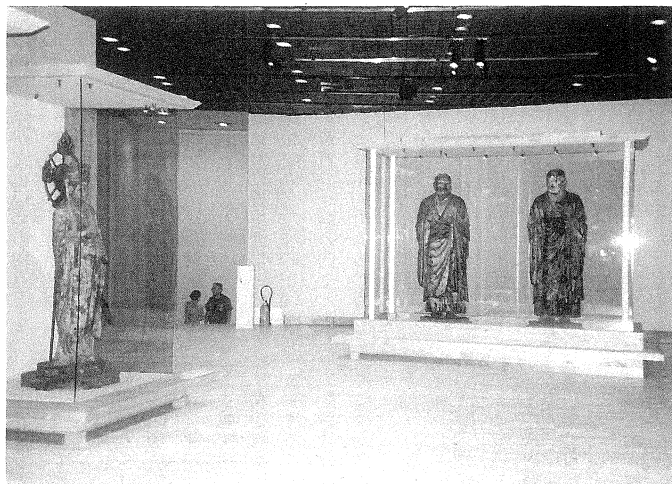
数多くの、このような行事の中で、マスコミ等に取りあげられ話題となったものに、「フランスにおける日本年」（一九九七年）、「日本におけるフランス年」（一九九八年）がある。

この行事が特に取りあげられた理由は、両国が相互に第一級の美術品、それもこれまで自国から海外に出たことのない国宝級の作品を

最近の話題

フランスとの美術品交流

文化政策室



興福寺展：展示会場

「フランスにおける日本年」、「日本におけるフランス年」において重要な位置を占める行事といえる。

なお、文化庁では、平成八年九月二〇日から一九九九年の会期でパリ市のグラン・パレにおいて、日本を代表す

ことから、「フランスにおける日本年」において開催される門外不出の国宝級美術品の相互交流展も、日仏相互の関係緊密化において大きな役割を果たし、両国民にとって非常に印象深い出来事となることを確信するものである。

る寺院である興福寺の所蔵する数々の仏教美術の至宝を紹介する「日本の仏教美術の宝庫…奈良・興福寺展」を開催したところである。本展覧会はフランス共和国における久しぶりの本格的な日本美術展として約一四万三〇〇〇人の入場者数があり、多くの人々に感銘を与えた。

伝統美術は、国家、人種、言語、慣習、宗教等を超越して理解し合えるものであり、異なった文化を有する国々の人々がこれらの文化的所産に接することは、真の相互理解・親善を深める上で最も効果的な役割を果たす



内覧会でのシラク大統領

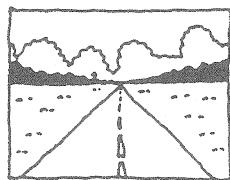
展示することとなったからである。

これは、フランス文化省から文化庁に対する提案によるものであるが、文化庁としても、両国の相互理解・親善のみならず、芸術文化の振興に大いに資する事業であることから、最大限の協力を約束したところである。

一月にシラク大統領が来日した際に、二国間交流のあり方のモデルとなりうる「二一世紀に向けての日仏協力二〇の措置」が合意

▶ 人文系の美術館・博物館学芸員を対象とする研修等

研修等名	主催者	対象者	期 間	内 容
公立美術館等学芸員研修 (平成9年度より、キューレーター研修(上級コース)に移行)	文化庁	公立美術館等の学芸員 職員	通年 (1年・6ヶ月・3ヶ月)	国立美術館・博物館における専門的知識・技術の修得のための長期研修
近現代美術専門研修会 (平成9年度より、キューレーター研修(中級コース)に移行)	文化庁 国立担当美術館	公私立の美術館・博物館の学芸員 (25名程度)	5日間×2年間	近現代美術・西洋美術に関する展示会の企画、展示品の取扱い及び保存管理等についての専門的知識・技術の研修
歴史民俗資料館等専門職員研修会	文化庁 国立歴史民俗博物館	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満のもの (50名程度)	5日間×2年間	歴史資料・考古資料・民俗資料等の調査、収集、保存及び公開等に関する必要な専門的知識・技能の研修
指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会 (平成9年度より、重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)に移行)	文化庁	有形文化財(美術工芸品)取扱担当学芸員 (30名程度)	5日間×2年間	指定文化財(美術工芸品)の公開、保存及び管理に関し必要な専門的知識・技術の研修
保存担当学芸員研修	東京国立文化財研究所	国公立博物館、美術館等の学芸員で保存部門の担当者 (20名程度)	10日間	文化財保存に関し科学的手法を取り入れた基本的知識・技術の研修



○ 定員／三〇名

○ 期間／一五日間(各年度五日間で三ヶ年継続)

○ 対象／人文系の公私立博物館・美術館の学芸員(在職五年以上)

従来の「指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会」を拡充し、展示公開活動に従事する学芸員等に対し、高度な展示企画の策定を中核とした研修を行い、博物館・美術館における重要文化財の展示活動を支援する。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

従来の「近現代美術専門研修会」を充実し、近現代美術・西洋美術に関する展示会の企画、展示品の取扱い及び保存管理等についての専門的知識・技術の集中研修を行う。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

従来の「指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会」を拡充し、展示公開活動に従事する学芸員等に対し、高度な展示企画の策定を中核とした研修を行い、博物館・美術館における重要文化財の展示活動を支援する。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

従来の「近現代美術専門研修会」を充実し、近現代美術・西洋美術に関する展示会の企画、展示品の取扱い及び保存管理等についての専門的知識・技術の集中研修を行う。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

従来の「指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会」を拡充し、展示公開活動に従事する学芸員等に対し、高度な展示企画の策定を中核とした研修を行い、博物館・美術館における重要文化財の展示活動を支援する。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

従来の「近現代美術専門研修会」を充実し、近現代美術・西洋美術に関する展示会の企画、展示品の取扱い及び保存管理等についての専門的知識・技術の集中研修を行う。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

従来の「指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会」を拡充し、展示公開活動に従事する学芸員等に対し、高度な展示企画の策定を中核とした研修を行い、博物館・美術館における重要文化財の展示活動を支援する。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

従来の「近現代美術専門研修会」を充実し、近現代美術・西洋美術に関する展示会の企画、展示品の取扱い及び保存管理等についての専門的知識・技術の集中研修を行う。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

従来の「指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会」を拡充し、展示公開活動に従事する学芸員等に対し、高度な展示企画の策定を中核とした研修を行い、博物館・美術館における重要文化財の展示活動を支援する。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業(展示企画支援)

学芸員の資質向上

——研修制度の充実——

地域文化振興課

学

学芸員は、博物館法により美術館・博物館に置かれる専門的職員であり、資料の収集、調査研究、展示、教育普及活動などの多様な美術館・博物館活動の推進のために重要な役割を担っている。今後、美術館・博物館が文化振興の拠点として優れた文化を継承・発展させていくためには、その中心となる学芸員に優秀な人材を確保することが不可欠である。

1、学芸員の資質向上の必要性について

生涯学習審議会社会教育分科審議会では平成五年三月から学芸員等の養成・研修等の改善方策について調査審議が行われてきた。検討に当たっては、地域における生涯学習の一層の推進と社会の様々な変化への対応という視点から、学芸員等の資質の一層の向上と専門性の養成を図るという基本的考え方のもとに審議が進められ、平成八年四月に学芸員等の養成・研修等の改善方策がとりまとめられた。具体的には、①養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化、②研修内容の充実と研修体制の整備、などについての報告がなされた。

このため、文部省においては、博物館法施行規則の一部を改正し、大学における養成内

容の改善(平成九年四月施行)等を行ったところである。

2、文化庁における研修制度の充実

文化庁においては、従来より別表のとおり人文系を中心に各種研修を実施しているところであるが、従来の学芸員を対象とした研修の内容及び方法の改善を図り、平成九年度から以下の研修を実施することとしている。

(1) キューレーター研修

① 上級研修コース

従来の「公立美術館等学芸員研修」を拡充し、国立美術館・博物館における実務研修や大学の協力による集中講義等を実施することにより、高いレベルでの専門的知識及び技術の向上を図る。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職五年以上)

○ 期間／概ね一年間

○ 定員／数名

② 中級研修コース

従来の「近現代美術専門研修会」を充実し、近現代美術・西洋美術に関する展示会の企画、展示品の取扱い及び保存管理等についての専門的知識・技術の集中研修を行う。

う。

○ 対象／人文系の公私立美術館・博物館の学芸員(在職三年以上)

○ 期間／一〇日間(各年度五日間で二ヶ年継続)

○ 定員／五〇名

○ 重要文化財公開活動推進事業

(展示企画支援)

従来の「指定文化財(美術工芸品)展示取扱講習会」を拡充し、展示公開活動に従事する学芸員等に対し、高度な展示企画の策定を中核とした研修を行い、博物館・美術館における重要文化財の展示活動を支援する。

○ 対象／人文系の公私立博物館・美術館の学芸員(在職五年以上)

○ 期間／一五日間(各年度五日間で三ヶ年継続)

○ 定員／三〇名

重要文化財の公開促進事業は、重要文化財の公開促進施策として平成九年度から実施する事業であり、重要文化財の公開を事後の届出によって行うことができる公開承認施設に係る情報交換の機会の充実及び文化庁長官の勧告出品制度の活用による企画展示の充実を柱とするものである。

「公開承認施設」とは、文化財保護法（昭和二十五年法律第二十四号。以下「法」という。）第五十三条第一項ただし書に基づき制定された「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」（平成八年文化庁告示第九号）によって文化庁長官が承認した博物館その他の施設である。これらの施設は、その組織、管理運営、建物・設備等が重要文化財の公開に適切なものであり、かつ、重要文化財の公開について十分な実績を有する博物館その他の施設であり、重要文化財の公開の促進について重要な役割を果たすことが期待されている。

重要文化財公開促進事業は、次に掲げる公開承認施設連絡協議会の開催と、公開承認施設が開催する企画展に対する文化庁長官による勧告出品の実施によって構成されている。

文化財の保存活用に必要な役割を果たすものと考えられる。

二、企画展への勧告出品の実施

本事業は、重要文化財の公開に対する公開承認施設の役割の重要性に鑑み、公開承認施設が開催する企画展に文化庁長官による重要文化財の勧告出品を行い、文化庁が出品謝金・輸送費等を負担するものである。

平成八年六月現在、重要文化財（国宝を含む）指定件数は約一万件となっているが、法第五十三条に基づく毎年の公開件数は総指定件数の一割（一千件）を下回るものとなっている。重要文化財は国民の文化遺産であるから適切な施設における公開活用を進めることが必要であり、また、展覧会等に重要文化財を出品することにより国民の文化に対する理解と関心を高めることにもなる。

法は文化財について保存とともに「できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。」（法第四十二条第二項）とし、法第四八条第一項に重要文化財の公開の一形態として文化庁長官の勧告による出品（以下「勧告出品」という。）を規定している。また、勧告出品は、文化庁長官による公開として出品のために要する費用は国庫が負担するとともに、出品した所有者または管理団体には給与金が支給されることとなっている（法第五〇条第一項及び第二項）。

なお、国庫の負担とする費用の範囲は、「国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品及び公開に関する規則」（昭和二十六年文化財保護委員会規則第九号）第二条に定められている。

平成九年度政府予算案には、「重要文化財公開促進事業」の経費として、公開承認施設連絡協議会等については約二〇〇万円、企画展への勧告出品の実施については約二、三〇〇万円の合計約二、五〇〇万円を計上している。これらの事業は、予算成立後速やかに実施することとしている。

企画展への勧告出品の事業の概要は、次のとおりである。

①対象となる展覧会

公開承認施設（国立の施設を除く。）が独自に開催する企画展で、重要文化財が相当数出品され、文化庁長官が勧告出品を行うのにふさわしい展覧会であること。

②負担する経費

イ 所有者への出品謝金
ロ 重要文化財を出品及び返却するために必要な荷造費（作業員費、荷造材料費）、

重

要文化財公開促進事業は、重要文化財の公開促進施策として平成九年度から実施する事業であり、重要文化財の公開を事後の届出によって行うことができる公開承認施設に係る情報交換の機会の充実及び文化庁長官の勧告出品制度の活用による企画展示の充実を柱とするものである。

一、公開承認施設連絡協議会の開催

重要文化財は、わが国の貴重な文化遺産として後世に確実に伝えていく必要があるとともに、適切に公開されることにより現在に生きる我々に大きな示唆や感動を与えるものとしても重要な意義を有している。

わが国の文化財は、木や紙、絹、漆など極めて脆弱な素材によって製作されていたり、これらの素材に描かれたりしているものがほとんどである。したがって、公開を進める場合にも常に保存に細心の注意を払う必要がある、保存と公開の調和には、特に慎重な対応が不可欠となる。

「公開承認施設連絡協議会」は、重要文化財の公開に必要な役割を果たす公開承認施設の長、学芸員等が一堂に会し、重要文化財の公開について実績、公開計画に関し情報交換を行うとともに、重要文化財の保存・公開に関する諸課題について多様な意見交換を行う場として開催するものである。本年一月現在、約七〇の全国の国公立博物館・美術館等の施設が公開承認施設として承認されており、これらの施設が相互に重要文化財の保存、公開並びに修理に関する情報を交換することは、単に重要文化財の公開のための参考となるのみならず、これらの情報の蓄積自体がいわゆる「重要文化財のカルテ」として将来の重要

最近の話題

重要文化財公開促進事業

美術工芸課

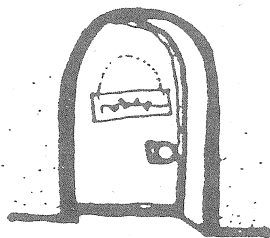
輸送費

ハ 重要文化財の出品のために必要な応急修理費

③その他（手続き等）

対象となる企画展の選定は、公開承認施設からの申請に基づいて行う。なお、公開承認施設連絡協議会においても当該年度の事業計画等を提出していただく予定である。

公開承認施設におかれては、今後とも重要文化財の保存と活用の調和を図り、適切な公開活動を推進されるとともに、重要文化財公開促進事業をご活用いただくよう期待するところである。



文

文化の振興とアーツプラン21

文化庁では、二一世紀に向けて新しい文化立国をめざすため、我が国の芸術文化の抜本的な振興を図る必要があるという認識のもとに、芸術文化や文化財に関する様々な新しい施策を推進している。文化は一人一人の人間にとっては、人としての生きるあかし、生きがいであり、国にとつてはそれによって立つ存立基盤である。また、文化は一国の社会や経済に活力を生み出す源泉ともなりうるし、地域にとつては活性化の重要な柱でもある。

このような考えに立つて、平成八年度から、舞台芸術を中心に従来の芸術創造活動に対する支援のあり方を抜本的に見直し、新規事業として「アーツプラン21」をスタートさせたところである。

アーツプラン21は、いくつかの事業に分かれているが、その目玉は「芸術創造特別支援事業」であり、これは我が国のオペラ、バレエ、演劇など我が国舞台芸術の水準向上の牽引力となる芸術団体に對し、重点的にある程度継続的な支援を行おうとするものである。平成八年度は音楽団体六、舞踊四、演劇五の合計一五の団体に重点的支援を行った。アーツプラン21にはこのほか海外公演を支援する「国際芸術交流推進事業」、若手

充実、④企業や個人の所蔵美術品の公開の促進が必要。

(3) 美術品交流の促進

美術館や博物館の所蔵する美術品や文化財は、世界で唯一の貴重なもの。貴重な美術品を、当該美術館だけでなく、他地域や外国で展示することは、その価値を何倍にも増やすことでもあり、国際交流という観点からも意義深い。美術品交流促進法（仮称）は、そのような交流を促進するため、絵画、彫刻等の美術品の国内外の交流に伴う保険について、

国家補償制度を検討しようとするもの。

(4) 美術品の寄付・寄託の促進

企業・個人の私蔵する美術品の美術館等への寄付・寄託を促進するための税制上の優遇措置の検討や、美術品の寄付者に対する文化庁等の顕彰制度の検討。

(5) 美術館・博物館設置法人の

税制上の優遇措置 ◎

一定の美術館・博物館などを設置する公益法人を特定公益増進法人として、寄付を促進。

(6) 美術館・博物館の情報システムの整備やインターネット美術館の展開 ○

美術館などの収蔵美術品のデータベースの構築や美術展などの展覧会情報を全国に提供。またインターネットで

芸術家の養成・研修などを支援する「芸術創造基盤整備事業」、日本芸術文化振興会に補助して創作性の高い優れた国内公演を支援する「舞台芸術振興事業」がある。アーツプラン21が始まる前の平成七年度予算では、前身となる関連の補助事業などで約二億円であったものが、八年度約三億、九年度予算案では約三億八千萬元に増加しており、実質的に大幅な予算増となっている。

ミュージアムプラン

一方、芸術文化の振興を図る意味で重要な役割を担う美術館・博物館については、個別の施設整備や施策はともかく、全体としてまとまった「美術館・博物館政策」というものは出されていなかった。国民の期待が非常に大きい美術館や博物館に対して、この際文化庁としてまとめた政策を打ち出して抜本的な振興を図ろうというのがミュージアムプラン

ミュージアムプランについて

文化庁次長 小野元之



解説

美術館・博物館を開設。

(7) 学校五日制への対応

子どもたち向けの企画、親子の鑑賞教室、学校の空き教室を利用した学校美術館など。

(8) 入館者サービスの充実

開館時間をずらし夜間開館を検討、高齢者や身障者への配慮、共通入場券や休館日の調整など利用者の立場に立ったサービスの向上、ボランティアの活動の場の整備。

(9) 共同企画展や全国巡回展の充実

それぞれの美術館等の収蔵品全体を活用した大型の企画展や全国的な巡回展を充実。また海外の美術館等と相互に収蔵品の交換展示を行う。

(10) 新構想の美術館、博物館の建設と

マルチメディア美術館等の創設 ○

ナショナルギャラリーや新構想の国立博物館の準備促進。ユニバーシティミュージアム、バーチャルミュージアムなどの支援。

これらのアイデアのうち、具体的に平成九年度予算案や税制改正の新規事項は◎、八年度すでに実施中のものは○、将来の課題は●で示した。

おわりに

ミュージアムプランは、二一世紀に向けて、

の発想である。昨年七月、「二一世紀を目指す美術館・博物館の振興方策—ミュージアムプラン」という形でとりあえずの案がまとめられて文化庁の文化政策推進会議から報告されている。このプランは、決して固定されたものでなく、必要に応じ随時追加や補正があり得るものである。

私見であり、夢物語だ、実現困難との指摘もあるが、将来の制度改正も含めてミュージアムプランに盛り込みたいと考えているのは次のような施策である。

(1) キューレーター大学院コース

●（一部◎）

美術館・博物館の機能を最大限に発揮し、人々の高度な学習ニーズに専門的に応えていくためにはキューレーターと呼ばれる上級専門職員の養成が大切。この分野の我が国の英知を集め、大学、大学院、国立美術館、国立文化財研究所、文化庁のトップレベルの専門家に

(2) 美術品などの収蔵品の充実

美術館・博物館の振興のためには美術品等の収蔵品の充実が重要。施設の整備は進んでいるが、中身の絵画、彫刻、文化財、美術品などの充実が緊急の課題。そのため、①収蔵品購入予算の充実、②収蔵品購入のための基金の創設の検討、③寄託制度の

全国美術館・博物館をより魅力あるものに、文化の拠点としての機能を充実させるとともに、高度化、高機能化を図り、国民の美術館・博物館に対するイメージアップを図っていくための戦略である。

平成九年度予算案では文化庁予算は八二八億円となり、前年度比七八億円（二〇・四パーセント）の増が認められた。厳しい財政事情の中で、文化の重要性が理解されたものといえよう。

文部省では、一月二四日総理の指示のもとに教育改革プログラムがとりまとめられた。

教育改革は、創造性とチャレンジ精神に富んだ、個性豊かな人材を育てるため、他の行政改革などと一体になった改革をめざすものである。そのためには、社会のあり方自体を改革していく必要があるのであって、今こそ文化立国をめざすべきであろう。教育改革プログラムでは、平成九年度中に「文化振興マスタープラン」を策定することがうたわれている。この文化振興マスタープランは、アーツプラン21やミュージアムプランなどを含めさらに芸術文化や文化財に関するデータ・指標を整備し、二一世紀に向けての文化の振興の基本的な指針となる計画を策定しようというものである。ミュージアムプランはまさにこの計画と一体となって文化政策の重要な柱として位置づけられるものである。

九州国立博物館

平成八年三月二日、文化庁の新構想博物館である九州国立博物館（仮称）の設置候補地が福岡県太宰府市に決定された。

この決定は、同月一四日に「新構想博物館の整備に関する調査研究委員会」がその中間報告の中で、「新しい視点を持った博物館の設置に相応しい場所として、これを九州に求めるのが妥当と考える。」と提言したことを受けたものである。

地元の誘致運動の経緯を記した資料によると、すでに明治三二年に、岡倉天心（当時、日本美術院評議員長）が、「余は実に、九州に於て九州博物館設立の必要を認め、抑も九州の地たる他方に異なる歴史を有し古来外交の衝に当りし要地なるを以て……」と、九州博物館の必要性を述べている。

また、昭和二年には、帝国議会議会において「福岡県筑紫郡太宰府町水城村ニ於ケル往昔鎮西府ノ史跡地ニ九州博物館ヲ設置セラレムコトヲ望ム……」といった内容の「九

州博物館設置ニ関スル建議案」が衆議院で可決、政府に提出されており、まさに地元にとっては百年來、国政レベルにおいても七〇年來の「悲願」が達成されようとしているわけである。

中間報告では、九州国立博物館（仮称）の基本的性格として、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という視pointsの博物館であること、国際化、高度情報化及び生涯学習社会に対応すること、学際的な研究活動を行うこと、地方・地域の文化を重視すること等が述べられている。これらの性格を持った博物館であるべきことはもちろんだが、将来にわたって常に新鮮さを失わない、永久に「新構想」の博物館であり続ける工夫もまた必要だろう。現在、九州国立博物館（仮称）の基本構想が策定されつつあるが、百年後の人々に、「とても百年前の構想とは思えない。」と言われたいものか。

将来、数多の美術館・博物館などが共通索引システムに参加することにより、日本全国の文化財や美術品などの情報を、居ながらにして、縦横無尽に容易に取り出すことができるようになる。

このシステムは、先にも述べたように分散型システムであるため、参加する機関が多ければ多いほど、情報量が増え、受け手の側の有用性が高くなると同時に、参加する機関にとつてのメリットも大きくなる。博物館、美術館、歴史民俗資料館、埋蔵文化財センターなど、一館でも多くのご参加をいただきたく、関係各方面のご理解・ご協力を何卒お願いしたい。

ナショナル・ギャラリー

基本構想



美術館・博物館における情報化への対応

これまでの経緯として、昭和六三年八月、日展、日本美術院、二科会などの美術関係団体の有志からなる「国立現代美術館建設を促進させる会」会長／吉井淳二）から、全国的規模の公募展等の会場となる国立現代美術館（ナショナル・ギャラリー）設立に関する陳情が行われた。文化庁ではこの陳情を受け、平成元年度から「新しい美術展示施設等総合文化施設の在り方に関する調査研究」を開始した。

平成七年六月、連立政権三党合意による「当面の重点施策」において、「絵画、工芸部門の全国的な公募展開催の施設の建設を進めることとされた。

平成七年一〇月、新しい美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）に関する調査研究会（座長／平山郁夫）が発足し、平成八年三月に基本構想が取りまとめられた。

構想の概要は次のとおりである。

(1) 目的、機能

美術への関心の高度化、美術活動の活発化、多様化、国際化等に対応する

ため、当面緊急の課題となっている全国的公募展や大型国際企画展などの利用に供するものとし、併せて、国内外の展覧会情報などの収集・公開や教育普及活動を行う。

(2) 名称

当面、「新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）」と仮称する。

(3) 施設

上記の目的を達成し、その機能が十分に発揮できるような施設とするともに、急速に進展する美術活動にも将来対応できるように配慮する。

（展示室、野外展示施設、審査室、作品保管施設、搬入・搬出施設、情報資料室、教育普及施設、サービス施設など）

(4) 建設

我が国を代表する美術展示施設であり、我が国の美術創造活動の拠点として、交通の利便性、快適性等を考慮に入れることが必要である。

（備考）

東京大学生産技術研究所及び物性研究所の移転が計画されている東京大学六本木地区は好適地と考えられる。

(5) 運営形態

新構想による開かれた国立の美術館展示施設として、その目的・機能が十分に達成されるよう、弾力的な運営と効率的な組織を構想の具体化に伴い検討していくことが必要である。

なお、この基本構想に基づき、施設規模等を含む基本計画の検討を行い、段階的に整備を進めていくこととしている。

表紙解説

稚内港北防波堤ドーム（北海道稚内市）

撮影／三沢博昭

その形態から「ドーム」と呼ばれるこの不思議な建造物は、防波堤に設けられた庇^{ひさし}屋根である。なぜ防波堤に庇屋根が設けられたのかといえば、防波堤に当たり高くはじける波の飛沫が旅客や荷役にかかることを防ぐためである。写真右手側の立ち並ぶ荘廊^{そうろう}の前方に船舶が碇泊し、左手側のドームの屋根で波しぶきを受ける構造で、人々は屋根下を歩き滞れずに船に近づくことができるというわけである。

稚内と樺太を結ぶ航路の開設にともない建設されたもので、昭和6年から11年にかけてその建設が行われている。全長427メートル、高さ（干潮面上から）13.8メートルと大規模で、設計は土木技師の土谷実が手がけている。土谷の言によれば、古代ギリシャ・ローマの建物からこの形態のヒントを得たとのことである。

現在の庇屋根は、建設当初のものが波による強い力を繰り返し受け老朽化し危険となつたため、昭和52年から55年にかけて工事を行い、当初屋根を撤去し同じ形に再建したものである。撤去・再建という方法は、木造を中心とするこれまでの文化財建造物ではとられていないが、人々の安全確保のために現に利用されている大型の土木構造物の場合には、これをひとつの保存手法と考えるのもよいのではないだろうか。

（文化財保護部建造物課文化財調査官 後藤 治）

編集後記

文化庁への派遣研修生として東京へやってきて、もうすぐ1年になろうとしています。全くあわたたしい1年でしたが、仕事を通して素晴らしい文化にたくさん触れることができ、私個人としては大変充実した1年だったと思っています。なかでも地方で見た中学校芸術鑑賞教室が印象に残っています。生徒の喜ぶ顔を見たときには感無量でした。全国高等学校総合文化祭での高校生のさわやかな姿も印象に残っています。素晴らしい文化に接したとき、人は感動します。特に感受性の強い中学生、高校生などはなおさらでしょう。私自身、昔修学旅行で見た京都、奈良のたくさんの文化財には本当に感動した覚えがあります。そんな子供達のためにも、これからも私達は素晴らしい文化を守り、育てていかなければなりません。そしてそれがひいては私達自身の心までも豊かにしてくれるのではないのでしょうか。私も文化に一層親しんでいきたいと思っています。

（BOSS）

■『文化庁月報』の定価を本年4月号から540円（年間購読料6,480円）〈消費税5%込み〉に改定させていただきます。

文化庁月報 3月号（通巻342号）

平成9年3月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

振替口座 00190-0-161

印刷所—㈱行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価530円（本体515円）送料76円
年間購読料6360円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

㈱ぎょうせい営業第一課宣伝係

電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©1997 Printed in Japan

ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。